

「防災ふれあい広場」の整備案及び管理方法を検討しました

平成 28 年 12 月 14 日に開催した第 16 回十条北ブロック部会では、「地域に必要な防災ふれあい広場を考える」「皆さんの考えを防災ふれあい広場づくりに反映する」といった点を目的に、実際の広場をイメージしながら、広場に必要な設備やその配置等について、2グループに別れてワークショップ及び意見交換を行いました。各グループの意見をまとめたものは、下記の整備案のとおりです。

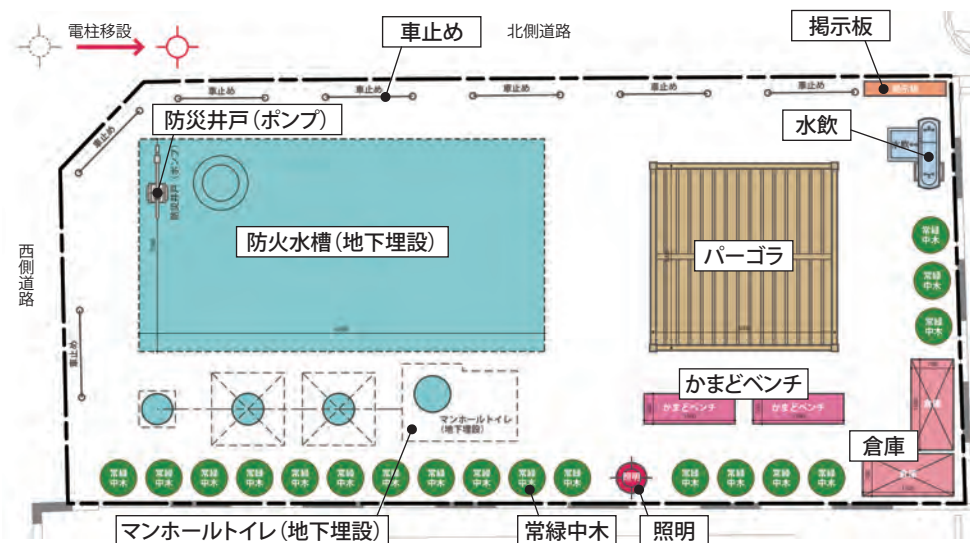
また、平成 29 年 3 月 16 日に開催した第 17 回十条北ブロック部会では、第 16 回ブロック部会での検討内容や、他地区における広場整備の事例等も参考にしながら、防災ふれあい広場整備後の管理等について、前回同様2グループに別れてワークショップ及び意見交換を行いました。どちらのグループにおいても、管理方法は「北区と町会との共同管理」を希望する意見が出されました。

平成 29 年度以降は、広場名称の検討とともに、設計案についての意見交換を行い、平成 31 年度の開園を目指してまいります。

防災ふれあい広場整備案 <Aグループ>

整備方針

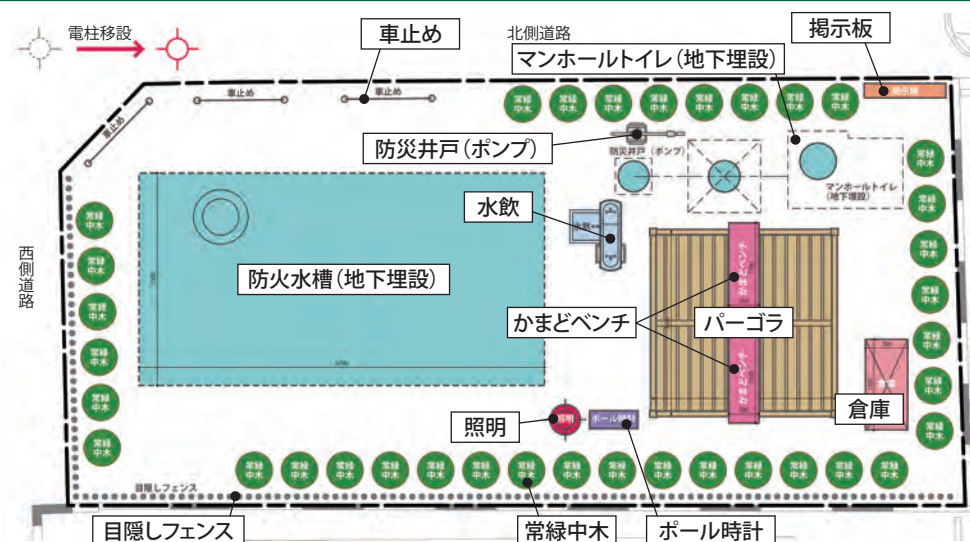
- 広場整備の目的は、火災に対して危険な地域における「防災広場」
- 敷地が狭いため、防災設備に特化した広場としたい



防災ふれあい広場整備案 <Bグループ>

整備方針

- 防災設備の揃った広場
- 広場周辺の住民への配慮が必要



お問い合わせ先

北区役所 十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22（第1庁舎7階）
TEL：03-3908-9162（直通）

十条北ブロック（上十条五丁目、十条仲原三・四丁目地区）

No.6

2017（平成 29）年4月
発行

まちづくりニュース

発行／北区十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課

「防災ふれあい広場」の整備内容について検討を進めています

「防災ふれあい広場用地」を取得しました

北区は、木造住宅密集地域の改善のために、上十条五丁目地内に「防災ふれあい広場用地」を取得しました。平成 28 年度は、十条北ブロック部会を2回（第 16 回、第 17 回）開催し、区が取得した広場用地を対象に、今後防災ふれあい広場としてどのように整備し、利用していくかについて、住民の皆さまと意見交換を行いました。

■防災ふれあい広場予定地の位置



■防災ふれあい広場予定地の現況



第 16 回十条北ブロック部会

平成 28 年 12 月 14 日

- 防災ふれあい広場整備検討ワークショップ
 - ・ガイダンス
 - ・ワークショップ

※グループに別れて検討した整備案は最終ページをご覧ください。



第 17 回十条北ブロック部会

平成 29 年 3 月 16 日

- 前回ワークショップのおさらい
- 防災ふれあい広場の管理等について
- 報告事項
 - ・主要生活道路A路線の拡幅線形決定について
 - ・主要生活道路B路線の拡幅線形の検討状況について
 - ・十条まちづくり基本構想の修正について

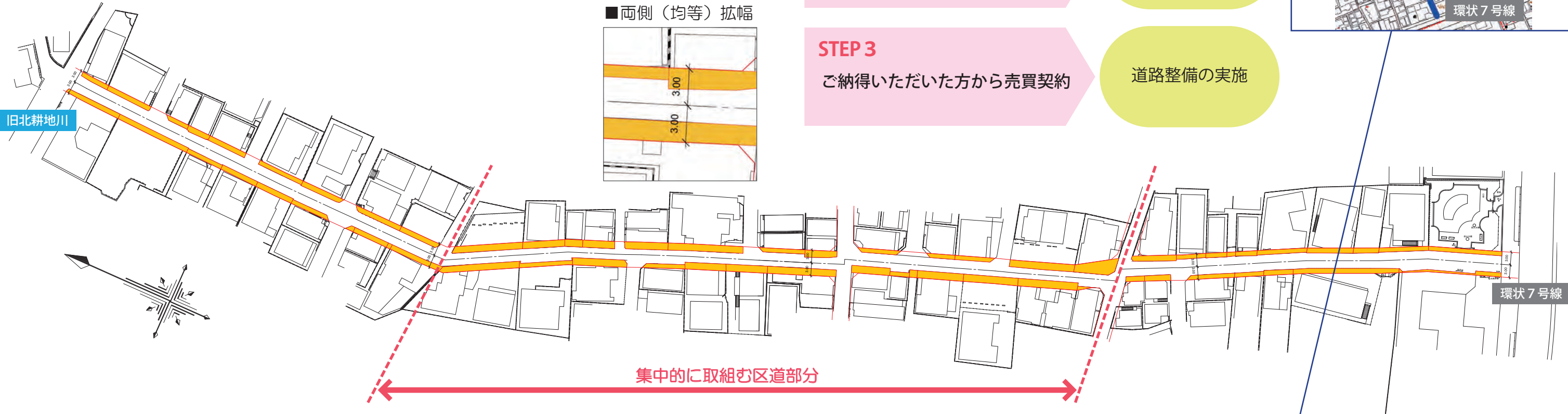
主要生活道路A路線の拡幅線形が決定しました

主要生活道路A路線の進捗状況

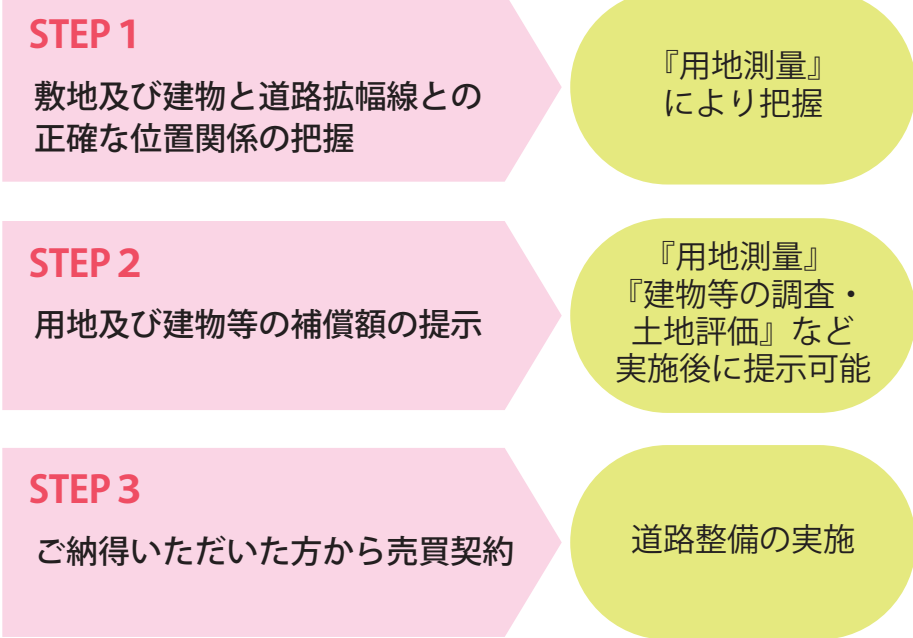
北区で取組む主要生活道路A路線の道路線形が決定しました。平成 29 年 2 月 8 日には、沿道の土地・建物を所有されている皆さまを対象に、北区の道路計画に対してご理解をいただくための勉強会を開催しました。

拡幅線形の基本的な考え方としては、道路両側への等分負担となるよう、道路中心線から片側 3 m ずつ拡幅（道路幅員は 6 m）の『**両側（均等）拡幅**』とするとともに、見通しが悪く緊急車両の通行にも支障のある『**交差点部の改良**』を考慮し、北区が最適と考える線形としました。

主要生活道路A路線は、災害時における避難及び消防活動の円滑化を図ることを目的に、幅員 6 m への拡幅整備を進めていきますが、道路の拡幅は**任意**に進めるため、土地・建物への補償などにご納得いただいた方から、道路用地の買収を行っていきます。なお、私道部分は整備後の管理などに課題があることから、下の図に示すとおり、区道部分から集中的に事業を進めてまいります。



— 今後の事業の進め方 —



主要生活道路B路線の進捗状況

これまでの取組み

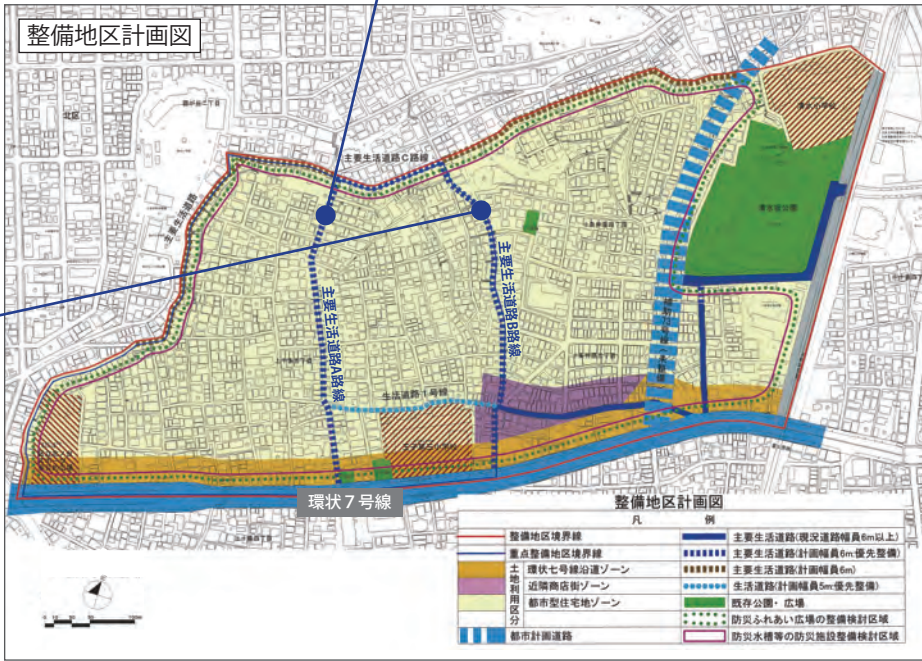
- 現況測量説明会開催（平成 27 年 8 月 19 日）
- 現況測量実施（平成 27 年 8 月～12 月）
- 第 1 回勉強会開催（平成 28 年 3 月 15 日）
 - ・ 現況測量結果と線形案の検討状況について

主要生活道路B路線における課題

- 道路の両側に大きな高低差が生じているところがあり、道路拡幅線形を検討する上で、立体的に詳細な設計が必要

今後の取組み

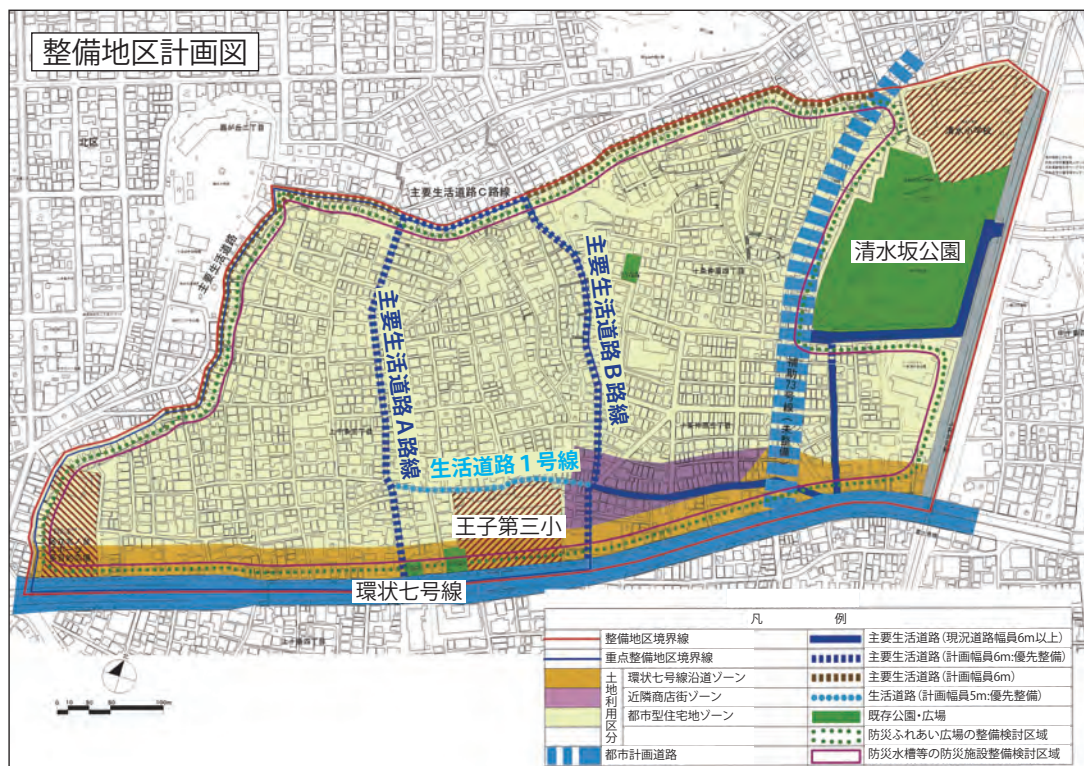
- 高低差処理を考慮した道路予備設計を実施（平成 29 年度）
- 区道管理者等と整備手法の検討（平成 29～30 年度）
- 勉強会開催（平成 29～30 年度）
- 沿道の土地・建物権利者へ線形案提示・決定予定（平成 30 年度）



密集事業による防災まちづくりを進めています

十条北地区では、地区の防災性の向上及び居住環境の改善を図ることを目的に、平成26年度より密集事業を導入し、老朽建築物の共同建替え促進や、道路・公園等の整備を進めています。

平成29年度は、主要生活道路等の整備に向け、以下のような取組みを進めてきました。



主要生活道路A路線の取組み状況

①用地測量及び用地（補償）説明会開催（平成29年9月14日）

A路線沿道で土地・建物を所有されている方を対象に、用地測量の目的・流れと補償の内容についての説明会を開催しました。

②用地測量等実施に向けての意向調査の実施（平成29年10月～平成30年1月）

①と同様の方々を対象に、用地測量等への協力と、実施時期の意向を確認しました。用地測量等の実施については、平成30年度から、個別に時期等を調整しながら取組みます。

主要生活道路B路線の取組み状況

①高低差を考慮した道路擁壁予備設計を実施（平成29年度）

②区道路管理者等と道路擁壁の整備手法の検討（平成29年度～）

B路線は両側に大きな高低差があるため、立体的かつ詳細な設計が必要です。現在は、区が最適と考える道路線形の提示に向け、区道路管理者等と道路擁壁の整備手法についての検討などを進めています。

生活道路1号線の取組み状況

①現況測量説明会開催（平成29年10月12日）

1号線周辺に土地・建物を所有（または居住）されている方を対象に、生活道路の整備にあたり皆さまよりご意見を伺い、測量の作業内容をお伝えするための説明会を開催しました。

②現況測量の実施と測量図の作成（平成29年10月～平成30年3月）

平成29年10月より測量作業を開始し、得られた結果を基に現況平面図を作成しました。平成30年度は、道路線形検討及び勉強会の実施を予定しています。

お問い合わせ先

北区役所 十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22（第1庁舎7階）
TEL：03-3908-9162（直通）

刊行物登録番号 29-1-157

十条北ブロック（上十条五丁目、十条仲原三・四丁目地区）

No.7

2018（平成30）年4月
発行

まちづくりニュース

発行／北区十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課

「防災ふれあい広場」の実施設案がまとまりました

木造住宅密集地域の改善が課題となっている十条北地区では、北区が上十条五丁目地内に「防災ふれあい広場用地」を取得し、十条北ブロック部会において、広場の整備内容等について地域の皆さまとともに検討を進めてきました。この度、「防災ふれあい広場」の実施設案（※詳しくは2面、3面をご覧ください）がまとまりましたのでお知らせします。今後は平成30年度末の広場開園に向け、整備工事を進めていきます。

■防災ふれあい広場の完成イメージ



■防災ふれあい広場予定地の位置



■防災ふれあい広場予定地の現況



平成 29 年度 十条北ブロック部会における検討内容

第18回 平成29年9月27日(水)／上十条五丁目町会会館

— 議事内容 —

- 前回ブロック部会の振り返り
- 防災ふれあい広場**基本設計**内容の紹介
- グループディスカッション
 - ・優先的に整備が必要な設備について

北区より、防災ふれあい広場の基本設計案に関する内容を説明した後、2つのグループに分かれ、それぞれのグループで「優先的に整備が必要な設備」について意見交換を行いました。

第19回 平成30年2月9日(金)／上十条五丁目町会会館

— 議事内容 —

- 前回ブロック部会の振り返り
- 防災ふれあい広場**実施設計**内容の紹介
- グループディスカッション
 - ・実施設計案の内容について

北区より、防災ふれあい広場の実施設計案に関する内容を説明した後、2つのグループに分かれ、それぞれのグループで実施設計案の内容についての意見交換を行いました。

■防災ふれあい広場 実施設計平面図案と設備のイメージ (※第 18 回ブロック部会での意見を踏まえ、北区より提示)

— 出された意見のまとめ —
(優先的に整備が必要な設備)

防災関連の設備

< Aグループ >

- 防火貯水槽
- かまどベンチ
- マンホールトイレ、ソーラー照明灯、パーゴラ・テント収納ベンチ

< Bグループ >

- 防火貯水槽
- 井戸ポンプ、マンホールトイレ、ソーラー照明灯 (セットで)

その他の設備

< Aグループ >

- 水飲
- 透水性ブロック舗装
- 町会掲示板
- 目隠しフェンス
- ポール時計、植栽

< Bグループ >

- 目隠しフェンス、生垣 (セットで)
- 透水性ブロック舗装
- 町会掲示板

① 防火貯水槽



② 井戸ポンプ



③ マンホールトイレ



④ ソーラー照明灯



⑤ かまどベンチ



⑩ 水飲



⑪ 備品倉庫



⑫ 透水性ブロック舗装



⑬ 植栽



⑭ 生垣



⑮ 目隠しフェンス



町会掲示板



⑥ 広場名板



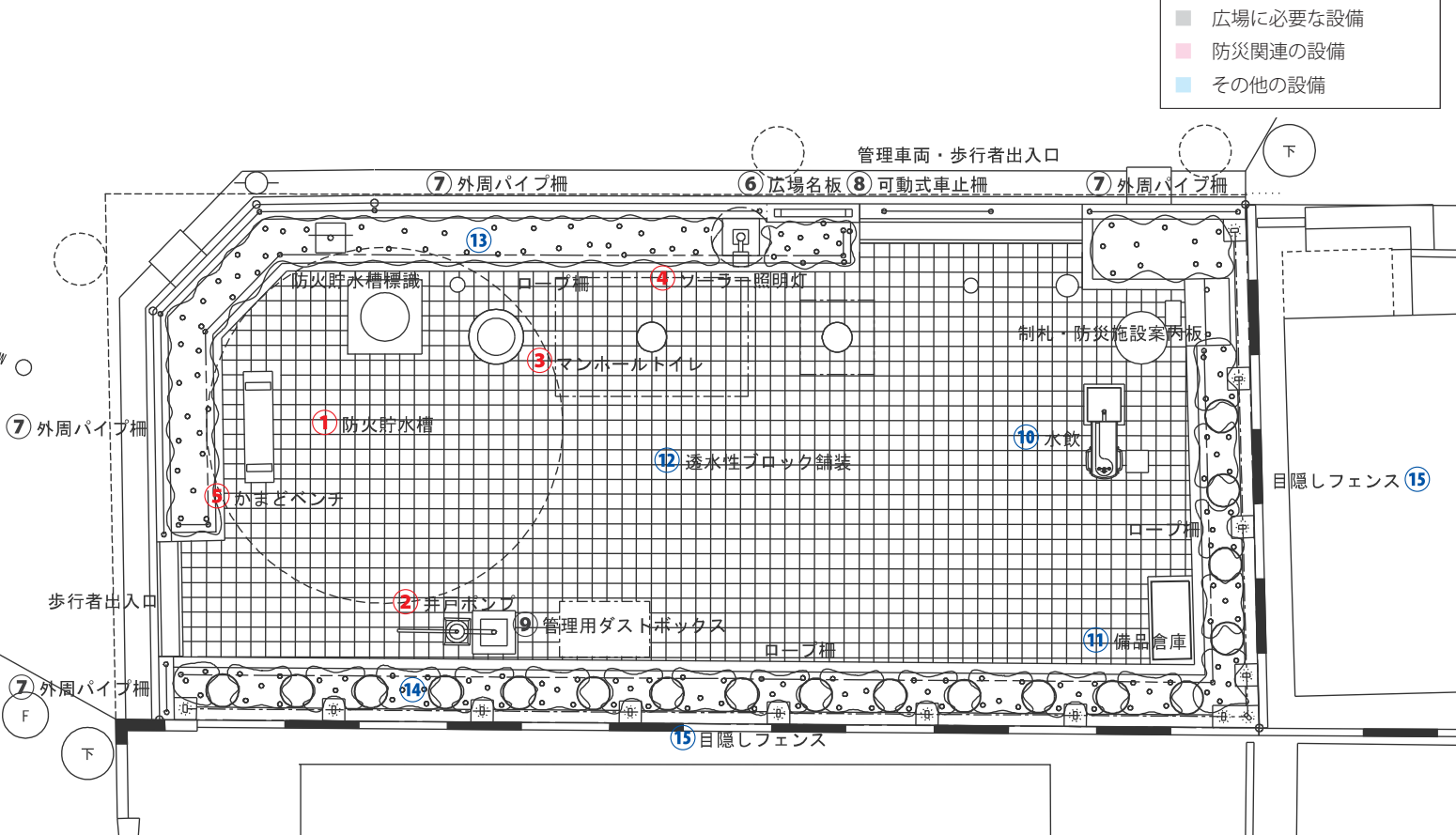
⑦ 外周パイプ柵



⑧ 可動式車止柵 (管理車両出入口)



⑨ 管理用ダストボックス



A路線南側（私道）区間の勉強会を開催しました

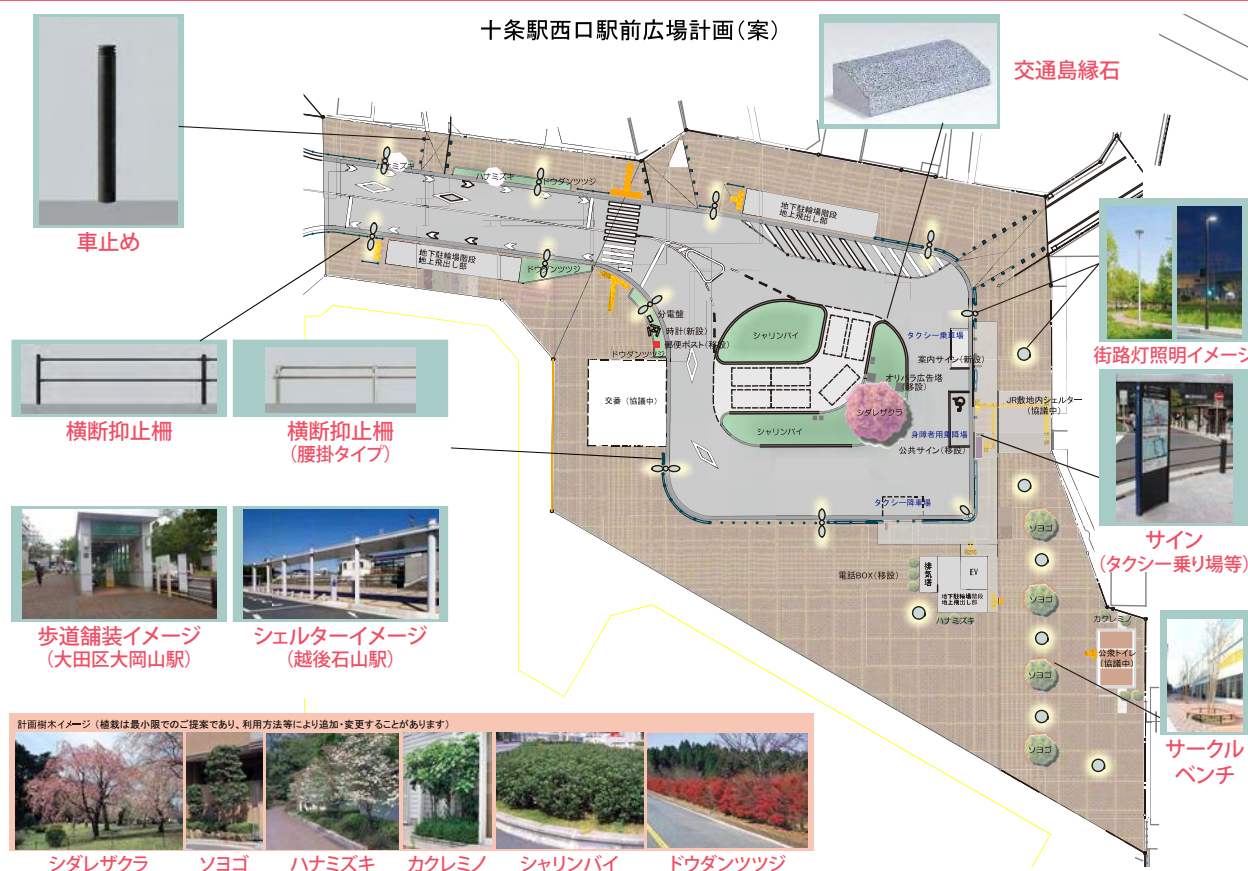
平成30年12月18日に、主要生活道路A路線（上十条5丁目）の南側（私道）区間について、同区間における整備課題を権利者の皆さまに理解・共有いただくための勉強会を開催し、以下の課題について説明を行いました。

- ① 建物を建築するうえで、道路は建築基準法上の道路である必要があること
- ② 主要生活道路A路線南側（私道）区間は、通称「2項道路（建築基準法第42条第2項の道路）」であること
- ③ 区道部分における用地買収と建築行為との関係について
- ④ 私道部分において、同様に用地買収を行った際の建築行為における課題について
- ⑤ ④の解決方法としての「区道化」の提案と課題について

十条駅西口駅前広場について

第21回ブロック部会では、北区より「十条駅西口駅前広場計画案」についての報告がありました。

※この資料は関係機関と協議中のため、今後変更になる可能性があります。



◇十条駅の駅舎デザインアイデアを募集しています！

- 応募期限：2019年5月24日（金）【必着】
- 応募資格：どなたでもご応募できます。
- 応募内容：あたらしくなる十条駅の駅舎デザインアイデアについて
- 応募方法：応募用紙に記入の上、直接持込、回収BOX、郵送、FAXのいずれかの方法でご応募ください。なお、応募用紙は下の「回収ボックス設置箇所※」及び「北区HP」で取得できます。

※北区役所第一庁舎1階正面玄関受付 / 中央図書館〔赤レンガ図書館〕
 十条地域振興室 / 上十条区民センター / 十条台区民センター
 十条駅西口再開発相談事務所 / 都市づくり公社第二防災まちづくり事務所



お問い合わせ先

北区役所 十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課
 北区王子本町1-15-22（第1庁舎7階）
 TEL：03-3908-9162（直通）

刊行物登録番号 31-1-010

十条北ブロック（上十条五丁目、十条仲原三・四丁目地区）

No.8

2019（令和元）年5月
発行

まちづくりニュース

発行／北区十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課

「防災ふれあい広場」の整備内容の変更検討を進めました

2018（平成30）年度の十条北ブロック部会では、前年度に北区がまとめた上十条五丁目地内の「防災ふれあい広場」実施設計案に対し、工事を進める上での課題等を共有し、設備について変更の検討を進めました（※詳しくは2面、3面をご覧ください）。今後は工事開始に向け、必要な手続き等を進めていきます。

■2018（平成30）年度 十条北ブロック部会における検討内容

第20回 平成30年11月1日（木）

— 議事内容 —

- 前回ブロック部会の振り返り
- 防災ふれあい広場整備概要について

— 報告事項 —

- 十条駅西口駅前広場整備方針について
- 地震に関する地域危険度測定調査について

北区より、防災ふれあい広場の整備概要や整備スケジュールについて説明した後、参加者全員で意見交換を行いました。

第21回 平成31年3月19日（火）

— 議事内容 —

- 防災ふれあい広場整備内容等の変更について

— 報告事項 —

- 十条駅西口駅前広場計画（案）について

北区より、防災ふれあい広場の整備内容等の変更について説明した後、参加者全員で意見交換を行いました。

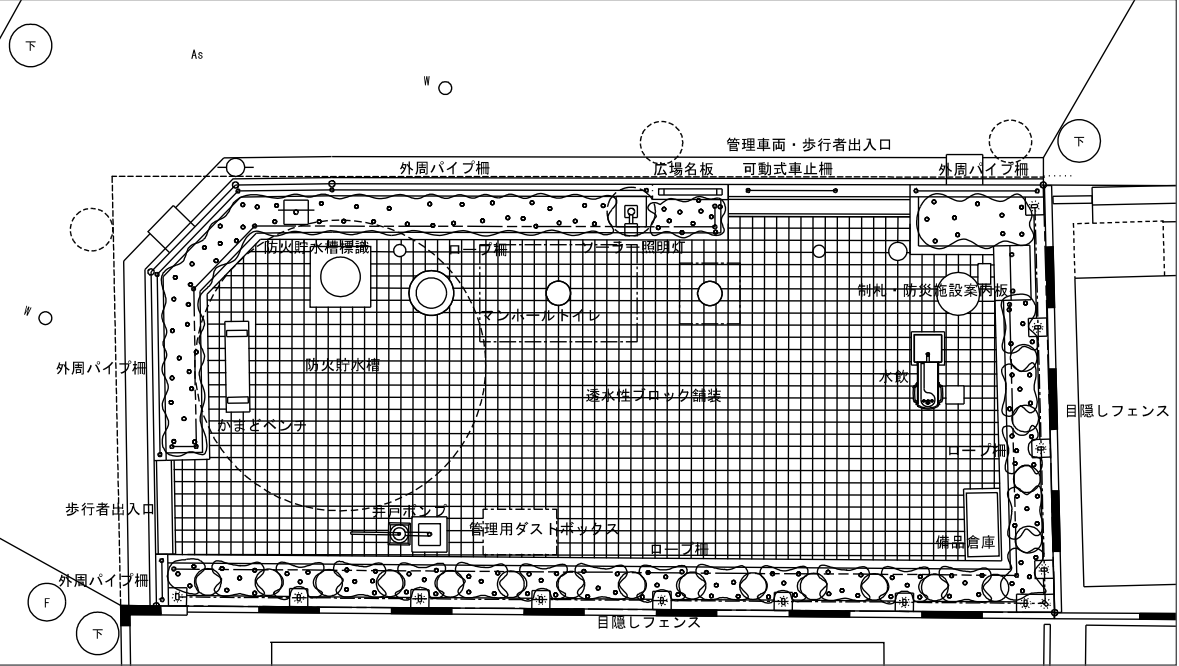
■防災ふれあい広場予定地の位置



■防災ふれあい広場予定地の現況



■防災ふれあい広場 実施設計平面図案と設備のイメージ 【当初（前年度）案】



「防災ふれあい広場」の管理については、第 17 回ブロック部会の議題として検討を行い、区と町会による共同管理が望ましいということでもとまりました。具体的な管理の方法については、次回のブロック部会の議題として取り組んでいく予定です。

「防災ふれあい広場」整備内容の変更箇所

—当初（前年度）案—

防災関連の設備

- 防火貯水槽
- 井戸ポンプ
- マンホールトイレ
- ソーラー照明灯
- かまどベンチ

その他の設備

- 水飲
- 備品倉庫
- 透水性ブロック舗装
- 植栽
- 生垣
- 町会掲示板
- 目隠しフェンス
- 町会掲示板

—変更（今年度）案—

防災関連の設備

- 防火貯水槽（サイズ縮小）
- ソーラー照明灯
- かまどベンチ

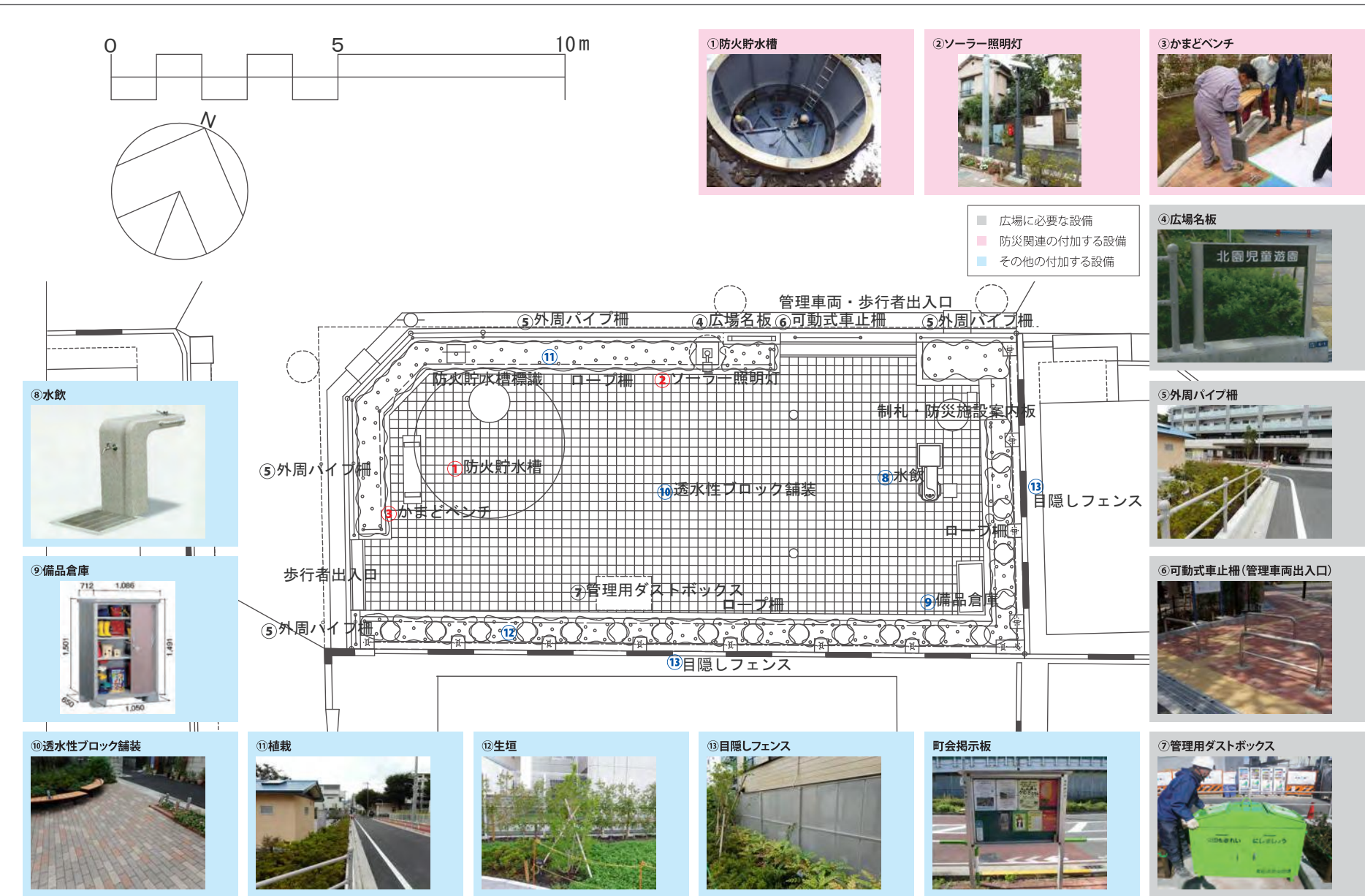
その他の設備

- 水飲
- 備品倉庫
- 透水性ブロック舗装
- 植栽
- 生垣
- 町会掲示板
- 目隠しフェンス
- 町会掲示板

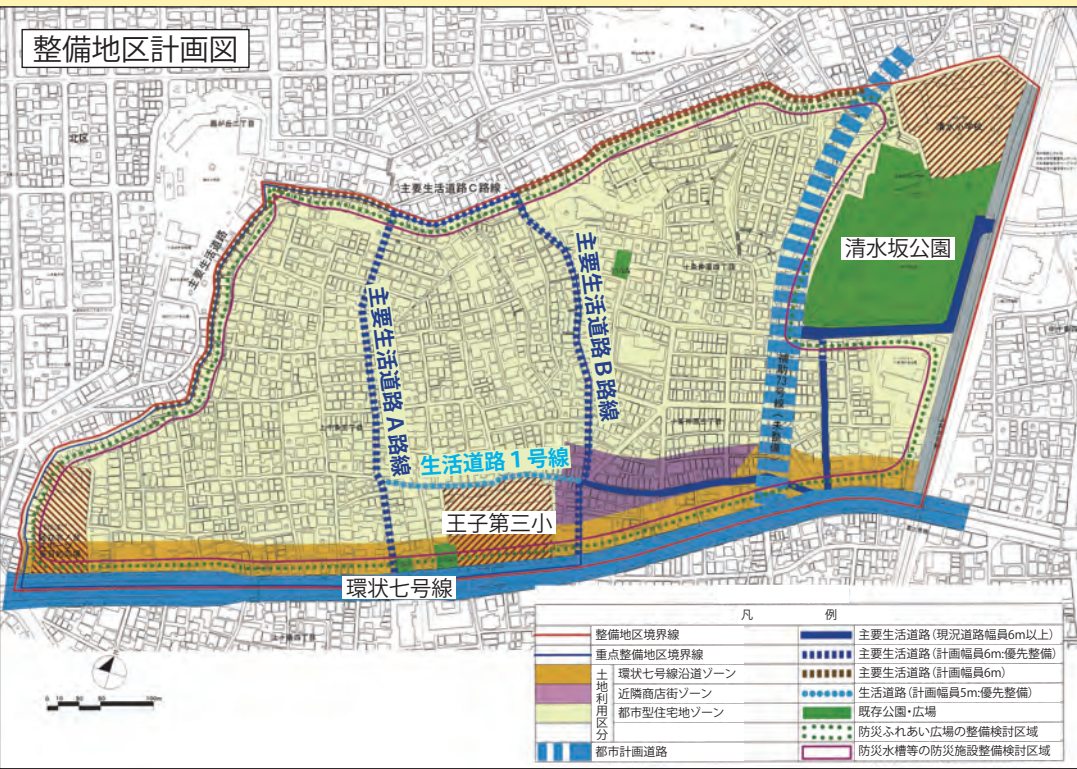
変更点

- 防火貯水槽サイズ縮小
- 井戸ポンプ、マンホールトイレ取止め

■防災ふれあい広場 実施設計平面図案と設備のイメージ 【変更（今年度）案】



◇密集事業による防災まちづくりを進めています



十条北地区では、地区の防災性の向上及び居住環境の改善を図ることを目的に、平成 26 年度より密集事業を導入し、老朽建築物の共同建替え促進や、道路・公園等の整備を進めています。

平成 30 年度は、主要生活道路等の整備に向け、A路線南側（私道）区間の勉強会を開催しました。

A路線の用地測量、建物調査を実施しました

令和元年度は、主要生活道路等の整備に向け、A路線の用地測量(南側私道区間)、建物調査を実施しました。



■主要生活道路A路線（南側私道区間をのぞむ）



各地区のまちづくりの報告

J R埼京線（十条駅付近）連続立体交差事業および関連する道路事業の進捗状況について

東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）の連続立体交差事業および都市計画道路事業（鉄道附属街路、補助第85号線）について、都市計画事業が認可されました。

[1] 連続立体交差事業(国土交通省決定)

施行者の名称 東京都
事業地の所在 北区十条台一丁目から中十条四丁目
事業期間 令和2年3月3日～令和13年3月31日

[2] 鉄道附属街路事業(東京都決定)

施行者の名称 北区
事業地の所在 北区上十条二丁目から中十条三丁目
事業期間 令和2年3月13日～令和14年3月31日

[3] 補助第85号線(国土交通省決定)

施行者の名称 東京都
事業地の所在 北区上十条一丁目から上十条三丁目
事業期間 令和2年3月3日～令和13年3月31日



出典：十条駅付近の連続立体交差事業について（部分加工）

お問い合わせ先

北区役所 十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22（第1庁舎7階）
TEL：03-3908-9162（直通）

十条北ブロック（上十条五丁目、十条仲原三・四丁目地区）

No.9

2020（令和2）年4月
発行

まちづくりニュース

発行／北区十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課

「上五防災ふれあい広場」が完成しました

「上五防災ふれあい広場」が、平成30年度に北区がまとめた実施設計に基づき、令和元年6月から工事が進められ、12月に開園しました。

令和元年度の十条北ブロック部会では、この広場の管理と活用方法について検討を行い、訓練を行いました。

■令和元年度 十条北ブロック部会における検討内容

第22回 令和元年10月8日(火)

— 議事内容 —

○「上五防災ふれあい広場」の管理と活用方法について

【広場の管理について】管理は上十条五丁目町会で行うことになりました。このため、町会が北区から管理委託を受けることになりました。ペット同伴利用禁止の周知方法について検討しました。

【広場の活用について】防火貯水槽を活用した放水訓練と、かまどベンチを活用した炊き出し訓練が、北区から提案されました。広場が約100㎡と狭いこと、これまで経験がないことなどを踏まえ、かまどで豚汁を炊き出しすることとなりました。



■上十条五丁目町会会館での十条北ブロック部会の様子

第23回 令和元年12月8日(日)

— 議事内容 —

○広場で『かまどベンチ』の“かまど”を活用した訓練を上十条五丁目町会と合同で行いました。

【かまどベンチ活用訓練】

- ・かまどベンチの取り扱い説明
- ・豚汁の保温（豚汁は事前に、町会会館で調理）
- ・広場内で豚汁とアルファ米の試食

【スタンドパイプ訓練】

- ・防災探検ゲーム（町内7か所あるスタンドパイプの場所を探しあてる）
- ・広場脇の道路にある消火栓を使ったスタンドパイプ訓練



■広場で十条北ブロック部会長のあいさつ

「上五防災ふれあい広場」の概要

【広場設置の目的】

- ・木造住宅密集地域内の居住環境の改善及び防災性の向上

【経緯】

- ・従前の土地利用：駐車場
- ・土地の購入時期：平成 28 年度
- ・工 事 期 間：令和元年 6 月～ 10 月末
- ・供 用 開 始 日：令和元年 12 月 1 日

【十条北ブロック部会での検討の流れ】

- ・平成 28 年 12 月：防災ふれあい広場整備検討 WS
- ・平成 29 年 3 月：防災ふれあい広場の管理等
- ・平成 29 年 9 月：防災ふれあい広場基本設計案
- ・平成 30 年 2 月：防災ふれあい広場実施設計案
- ・平成 30 年 11 月：防災ふれあい広場整備概要
- ・平成 31 年 3 月：防災ふれあい広場整備内容変更
- ・令和 元 年 10 月：管理と活用方法について
- ・令和 元 年 12 月：活用訓練の実施

【広場の概要】

- ・面 積：約 100 ㎡
- ・設備や植栽は写真や図に示すとおりです。

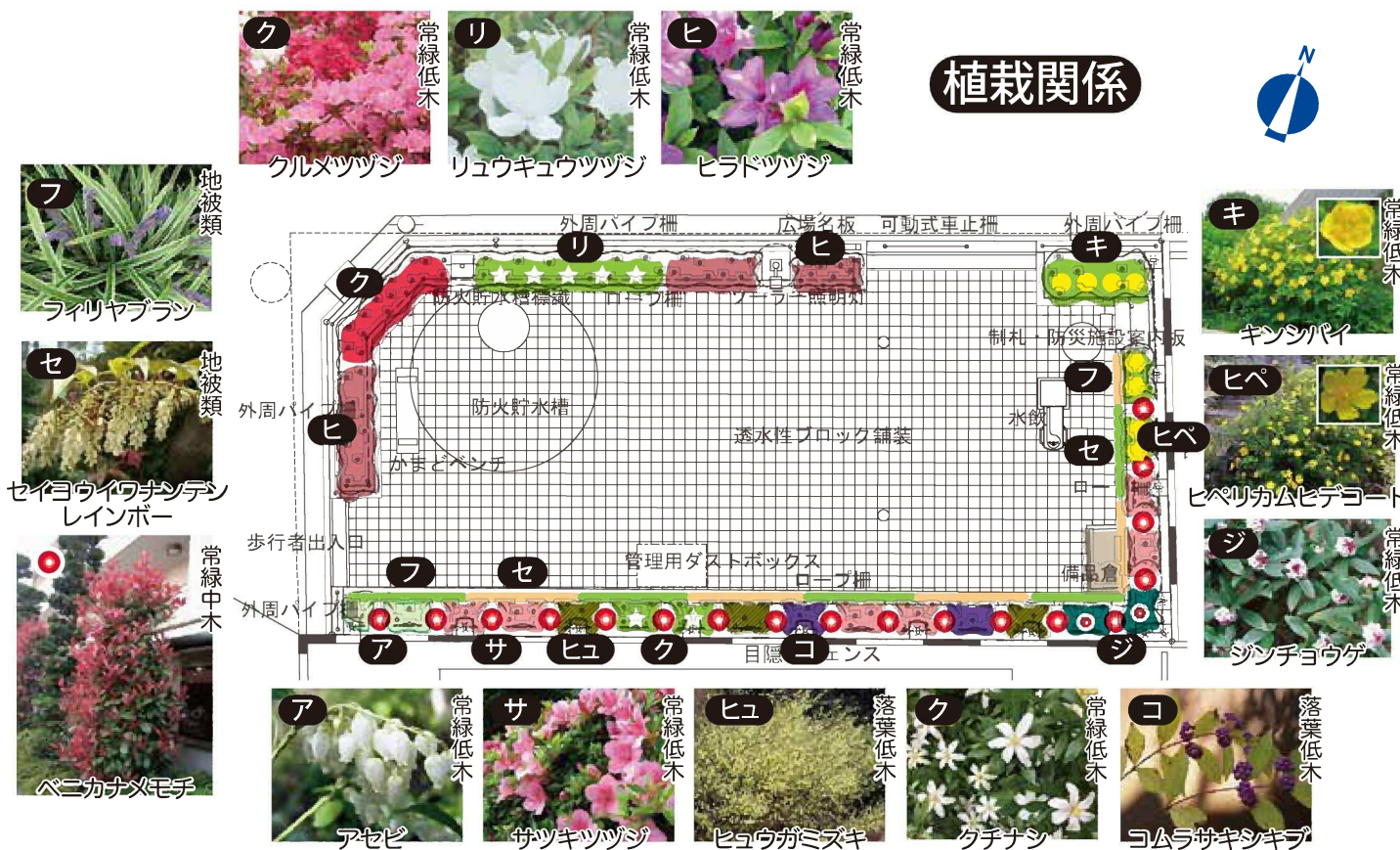


■広場外周部に 14 種類の植物を植栽



■防火貯水槽 (20t) を設置し、透水性ブロック舗装を敷設

植栽関係



※樹名板は、中木と低木の各種に 1 基設置

※客土の配合は、畑土 70%、無機質土壌改良剤 15%、有機質土壌改良剤 15%

訓練の様子

【“かまど” 活用訓練】



■土台からはずしたかまどをセットする



■かまどで豚汁 (寸胴鍋 2 点※) を保温 ※写真奥



■豚汁とアルファ米の試食会

【スタンドパイプ訓練】



■消火栓の鉄蓋を開け、ドライバーを放水弁に、スタンドパイプを吐水弁に設置



■吐水弁に設置したパイプに、ホースを取り付ける



■ドライバーをまわし、路上に向けて放水開始

スタンドパイプ収納箱

スタンドパイプとは、初期消火器具であり、道路の消火栓マンホールのバルブからスタンドパイプとホースを使って、水道管の水圧を利用して放水します。



敷地内にあるスタンドパイプ収納箱



まちづくりニュース

発行／北区十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課

十条地区まちづくり基本構想の改定作業を行っています

北区では早期かつ効果的に十条地区のまちづくりを進めるため、平成17年に「十条地区まちづくり基本構想」を策定し、平成24年に改定、平成29年に修正を行ってきました。

現在、十条地区では、様々なまちづくり事業が展開されており、各事業の進捗状況や関連計画の改定内容を踏まえ、地区全体の将来像である「にぎわいとやすらぎを奏でるまち-十条」を実現させるため、基本構想の改定を予定しております。

令和2年度は以下の内容を検討しました。来年度も引き続き内容の検討を行うとともに、パブリックコメント等を実施して改定する予定です。

〇 まちの将来像

にぎわいとやすらぎを奏でるまち - 十条

〇 まちづくり目標

まちの将来像の実現に向けて、新たに3つの目標を定めます。

- ・多世代・多文化交流を育む居場所のあるまち
- ・歩きたくなる楽しみとやすらぎのあるまち
- ・いつでも安心して生活できるまち

〇 まちづくり方針

まちづくり目標を達成するため4つのまちづくり方針を改めます。

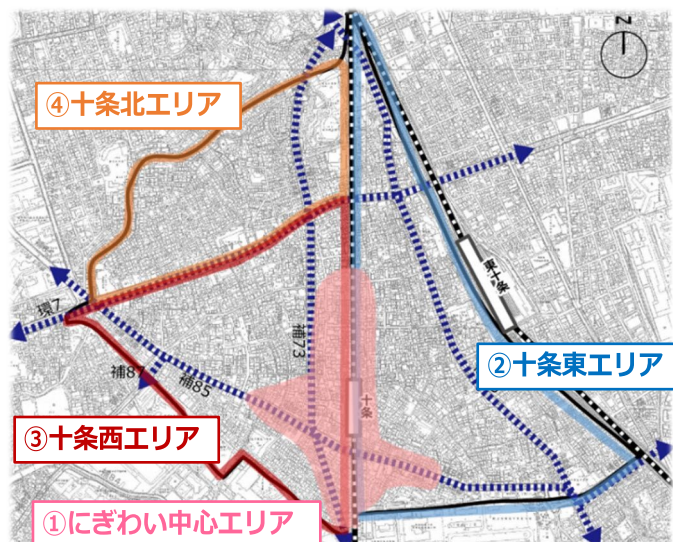
- ・にぎわいあふれる骨格づくり
- ・安全・安心な暮らしが持続できるまちづくり
- ・魅力を活かしたまちづくり
- ・多様な主体によるまちづくり

〇 エリア区分

十条地区内における事業進捗などから右図のとおりエリアを定めます。



まちの将来像、まちづくり目標



エリア区分

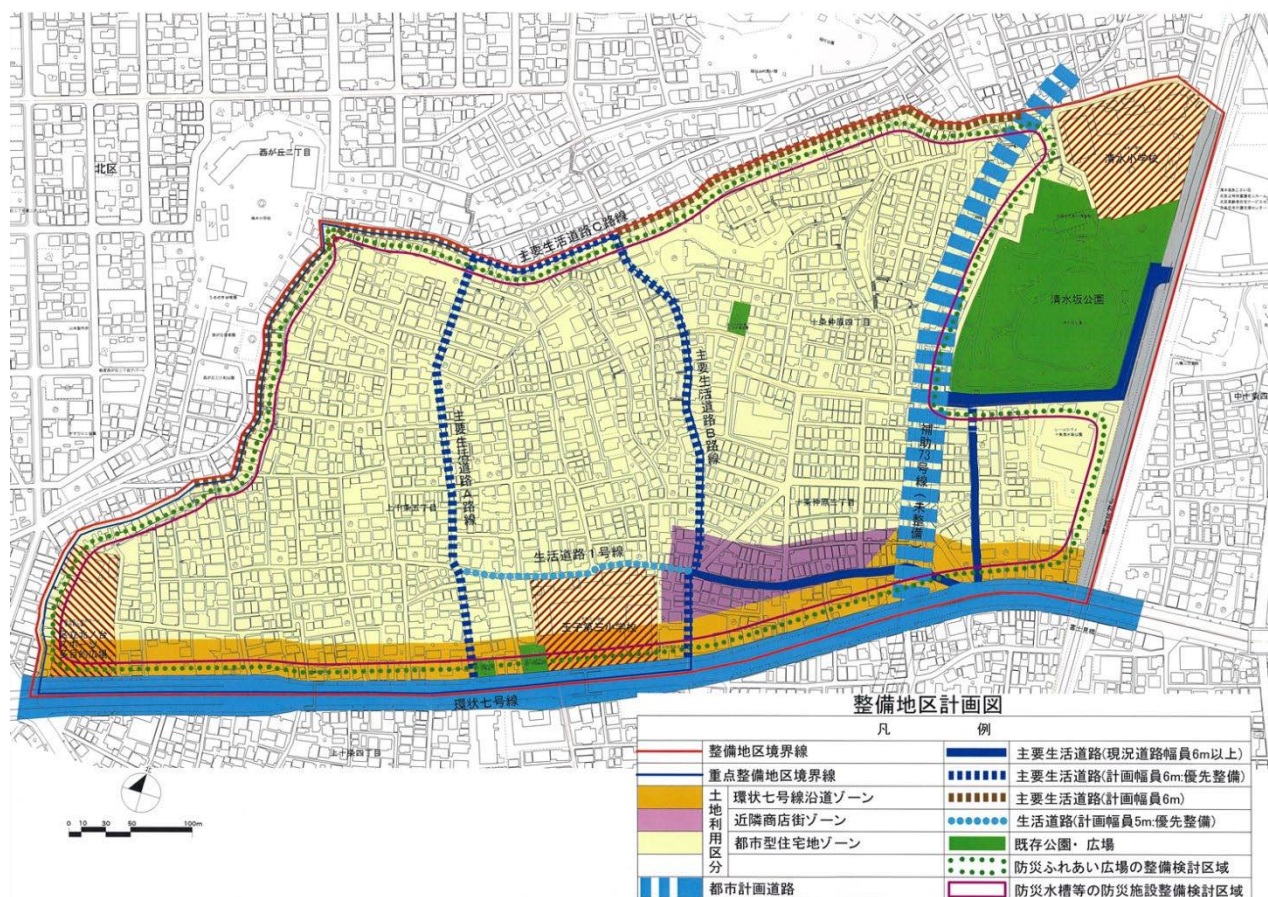
主要生活道路の拡幅整備について

◇主要生活道路の拡幅整備について

本地区の防災性の向上を図るため、災害時における避難広場（避難場所）及びいっとき集合場所への避難経路の確保等に必要、地区内の南北を貫く主要生活道路A路線及びB路線とそれらを繋ぐ東西方向の路線である主要生活道路C路線を計画幅員6mに整備することにより、地区内の消防活動困難区域の解消及びネットワークを改善します。

◇地区計画の検討について

本地区では防災性の向上に加え、地区の居住環境の維持・形成の面等から、「地区計画」導入に向けた検討を開始します。



十条駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗状況について

十条駅西口地区第一種市街地再開発事業では、既存建築物の除却が完了し再開発ビルの工事や駅前広場等の公共施設整備に取り組んでいます。

◇進捗状況

令和 2年 3月 権利変換計画認可
 5月 既存建築物の解体・除却工事開始
 令和 3年 3月 再開発ビル工事着工
 令和 6年度予定 再開発ビル工事竣工

◇問い合わせ先

十条駅西口再開発相談事務所
 北区十条仲原1-20-10 電話：03-3907-6722



航空写真（令和3年2月末現在）

問い合わせ先

北区十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課
 北区王子本町 1-15-22 電話：03-3908-9162（直通）

刊行物登録番号 2-2-129